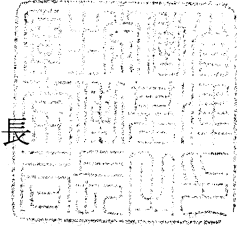




基発 0131 第 6 号  
令和 2 年 1 月 31 日

独立行政法人労働者健康安全機構 理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について  
(要請)

林業の作業を行う現場は市街地から離れた山林内であることが一般的であり、また、作業者が相互に離れて作業を行うことが多いため、労働災害が発生した場合にその発見が遅れることや、被災労働者の救護が遅れることがあり、その結果大きな被害につながる懸念されます。

このため、従来より、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成 6 年 7 月 18 日付け基発第 461 号の 3)に基づき、林業の作業現場において、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を促進することにより、被災労働者の早急な救護等を図っています。

厚生労働省では、先般、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成 30 年 3 月 6 日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 11 号。以下「改正省令」という。)により労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)を改正したところです。

今般、この改正の内容も踏まえ、労働災害発生時等の緊急時における連絡体制の整備・確立等を図り、被災労働者の早急な救護等を一層促進するため、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を下記の方針に基づき別添のとおり改正しました。

つきましては、傘下の関係者等にその普及・定着を図り、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等の一層の推進を図られますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 改正省令による改正箇所について、安全対策を定めること。

- 2 山林における通信を取り巻く環境等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定をより適切な表現に改めること。